

遺族共済年金請求のご案内

- ① 遺族共済年金決定請求書記入例をよくお読みください。
- ② 遺族共済年金決定請求書に必要事項を記入し捺印してください。
- ③ 遺族共済年金決定請求書と次の請求に必要な書類を返信用封筒に封入し、郵送に必要な額の切手を貼付して投函してください。

(注) 遺族共済年金の決定は、書類をご提出いただいてから1箇月程度かかります。
決定の結果は、年金証書に記載して送付させていただきます。

【請求に必要な書類】

	提出書類	書類の対象者	注 意 事 項
ア	死亡診断書のコピー	死亡した方	●死亡診断書のコピーをお持ちでない方は、死亡届を提出した市区町村で、死亡届の記載事項証明書を発行してもらってください。
イ	通帳のコピー	年金を請求する方	●年金の振込みを希望する金融機関(ゆうちょ銀行含む)の名称・支店名等(またはコード)、普通預金口座番号、 口座名義人カナ を確認できるページのコピー。
ウ	戸籍謄本(全部事項証明) ※原本(コピー不可)	年金を請求する方	●年金を請求する方と死亡した方が、ご夫婦であることが確認できるもの。 ●請求する方の戸籍謄本に死亡した方の除籍(死亡日)の記載があるもの。 ●改製原戸籍では手続きできません。 ※必ず原本を提出してください。
エ	所得証明書 または非課税証明書 ※原本(コピー不可) 源泉徴収票不可	年金を請求する方	●収入のある方は所得証明書、収入のない方は非課税証明書を提出してください。 <u>(死亡した年の前年(入手できない場合は前々年)の、年金を請求する方の所得を確認できるもの)</u> ●源泉徴収票では手続きできません。 ※必ず原本を提出してください。
オ	年金額改定通知書のコピー ^(注2) ※源泉徴収票不可	年金を請求する方 ※現在、年金を受給されている方のみ	●年金額改定通知書は、年金額が改定された年の6月初旬に、日本年金機構または各共済組合から送付されております。 ●年金額改定通知書が見当たらない方は、お近くの年金事務所または各共済組合に再発行を依頼してください。 ●源泉徴収票では手続きできません。 ●共済年金を受給している方は、 基礎年金番号を確認できる書類のコピー も合わせて提出してください。(2ページの③参照)

(注1) アの死亡届の記載事項証明書、ウとエの書類は最寄りの市区町村に請求してください。(アの死亡届の記載事項証明書は法務局の場合もあります。)

(注2) ご提出いただいた年金額改定通知書のコピーにより年金を請求する方が受給している年金の額を確認することができないときは、改めて他の書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

【事例に該当する方のみ請求に必要な書類】

	事 例	提 出 書 類	注 意 事 項
①	死亡した方、または年金を請求する方が特別養護老人ホームなどに在園していた場合	在園証明書	<ul style="list-style-type: none"> ●在園期間が記載され、施設の公印が押印されたもの。書式は問いません。 ●死亡した方と年金を請求する方の住民票上の住所が同じであるときは、提出は不要です。
②	年金を請求する方の住民票上の住所が、死亡した方とは別の場合で、①以外の理由による場合	別居申立書 (注) ＋ 遺族厚生年金の年金証書のコピー 等	<ul style="list-style-type: none"> ●遺族厚生年金の年金証書が到着してから、手続き書類全てをまとめて送付するようお願いします。
③	年金を請求する方が共済組合から年金を受給している場合	基礎年金番号の確認できる書類のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎年金番号通知書など。 ●基礎年金番号の確認できる書類が見当たらない場合は、年金支給元の各共済組合もしくはお近くの年金事務所で基礎年金番号の記載された書類の発行を依頼してください。
④	死亡した方が、 国鉄職員以外の 、国家公務員や地方公務員の共済組合の年金を受給していた場合	年金証書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ●国家公務員や地方公務員の共済組合が発行した年金証書が見当たらない場合は、その年金の年金改定通知書または年金支払通知書のコピーを提出してください。
⑤	年金を請求する方以外に、死亡した方に生計維持されていた遺族(3頁【参考】参照)がいる場合	遺族申立書 (注) ＋ 戸籍謄本と所得証明書(ウ・エ参照) 等	<ul style="list-style-type: none"> ●ウの戸籍謄本に、遺族申立する方も記載されているときは、戸籍謄本の提出は1通で結構です。 ●障害の状態にある子または孫は、障害の状態を証明する診断書(注)も必要です。
⑥	年金を請求する方が、死亡した方の戸籍上の配偶者ではなく、事実上の配偶者であった場合	事実婚申立書 (注) ＋ 遺族厚生年金の年金証書のコピー ＋ 死亡した方の除籍(死亡日)の記載のある戸籍謄本(全部事項証明) 等	<ul style="list-style-type: none"> ●遺族厚生年金の年金証書が到着してから、手続き書類全てをまとめて送付するようお願いします。
⑦	年金を請求する方が日本国籍を有しない場合	住民票	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票コードの記載されたものをご提出ください。

(注)「別居申立書」や「遺族申立書」、「事実婚申立書」、「障害の診断書」が必要な方は、当共済組合までご連絡ください。

【よくあるご質問】

問1 年金を請求する者には所得はないが、所得証明書は必要か。

答 所得がないことを確認させていただくため、非課税証明書の提出が必要です。

問2 死亡した者に生計を維持されていた障害の子がいる。手続きはどうしたらよいか。

答 当共済組合にその旨をご連絡ください。書類を送付させていただきます。

問3 書類の提出期限はあるか

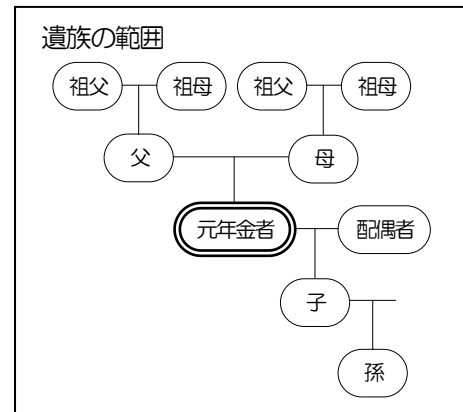
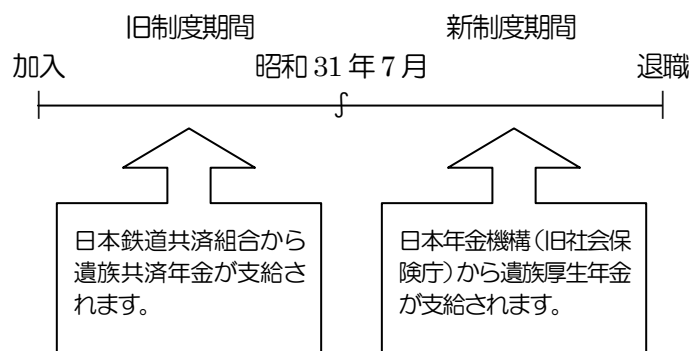
答 書類の提出期限は特に設けておりませんが、概ね3ヶ月以内にご請求いただければ幸いです。

【参考】

1 日本鉄道共済組合が支給する年金

日本鉄道共済組合が支給する年金は、死亡した方が旧国鉄に加入していた期間のうち、昭和31年6月以前の期間分だけです（下図参照）。

昭和31年7月以後の期間分は、社会保険庁から遺族厚生年金として支給されます。別途、年金事務所に対して遺族厚生年金の請求手続きが必要となりますので、手続きしていただけますようお願いいたします。



2 年金を請求できる方

遺族共済年金を請求できる方（遺族）は、右上図の方のうち、死亡した方と同居し^(注1)死亡した方に生計を維持されていた^(注2)方です。

(注1) 死亡した方と別居していた方であっても、単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により別居していた方であって一定の要件を満たされた方は、同居していたものとして取り扱われます。

(注2) 死亡した方の死亡の当時、死亡した方と生計を共にしていた方で、年収が850万円未満の方です。

(注3) 配偶者については、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

(注4) 子または孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって配偶者がいない方、または年金を受給していた方が死亡した当時から引き続き障害等級1級若しくは2級に該当する程度の障害の状態（国民年金の障害基礎年金の支給を受けることができる程度の障害の状態）にある方に限ります。

なお、親と同居している孫は、遺族にはなれません。

【年金請求に必要な書類の確認票】

書類を封入する際は、次の書類がそろっているかご確認のうえ、次の順序に並べて封入してください。(概ね3箇月以内にお手続きしてください。)

- 遺族共済年金決定請求書
 - 捺印したことを確認してください。
 - 裏面も記入したことを確認してください。

- 通帳のコピー

- 死亡診断書、または死亡届の記載事項証明書

- 戸籍謄本（全部事項証明。コピー不可）

- 所得証明書（コピー不可）

- 改定通知書のコピー（源泉徴収票不可）

- その他、該当する方のみ請求に必要な書類

（注） 1～2ページをご参照ください。

※ 死亡した方の旧国鉄の年金証書は提出不要です。

〒231-8315

横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー

日本鉄道共済組合 年金係 あて

TEL 045-222-9512

(注) 電話でのお問い合わせの場合には、祝祭日を除く、月曜日から金曜日の
9:40~12:00、13:10~17:00の間にお願ひします。
通話内容は録音させていただいておりますのでご了承ください。

ホームページアドレス：<http://www.jrkyosai.or.jp>